

議案第 5号

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西村 和平

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 22 年加西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（4） 公益社団法人ひょうご観光本部

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）の規定に基づき、公益社団法人ひょうご観光本部に職員を派遣するため、所要の改正を行うもの。